

えがわ
二級河川江川水系河川整備計画
(原案)

令和8年●月

三 重 県

目 次

1. 流域及び河川の概要	1
1.1 流域の概要	1
1.2 治水と利水の歴史	6
1.2.1 治水の歴史	6
1.2.2 利水の歴史	6
2. 河川の現状と課題	7
2.1 治水の現状と課題	7
2.1.1 過去の主要な洪水の概要	7
2.1.2 治水事業の現状と課題	7
2.2 河川の利用及び河川環境の現状と課題	9
2.2.1 河川水の利用	9
2.2.2 河川空間の利用	9
2.2.3 水質	9
2.2.4 動植物の生息・生育環境	10
2.2.5 住民との係わり	10
3. 河川整備計画の目標に関する事項	11
3.1 河川整備計画の対象区間	11
3.2 河川整備計画の対象期間	11
3.3 洪水・津波・高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する目標	12
3.4 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項	12
3.5 河川環境の整備と保全に関する目標	13
4. 河川整備の実施に関する事項	14
4.1 河川工事の目的、種類及び施工の場所並びに河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要	14
4.1.1 河川工事の目的	14
4.1.2 河川工事の施工場所	14
4.1.3 主要工事の概要	15
4.2 河川の維持の目的、種類及び施工の場所	15
4.2.1 河川維持の目的	15
4.2.2 河川維持の種類	15
4.3 その他河川の整備を総合的に行うために必要な事項	17
4.3.1 整備途上段階および超過洪水への対策	17
4.3.2 河川情報の提供、流域における取り組みへの支援等に関する事項	17
〈附図〉 平面図・縦断図	18

1. 流域及び河川の概要

1.1 流域の概要

江川は、その源を伊勢市小俣町明野付近に発し、水田地帯を流下して豊北漁港で伊勢湾に注ぐ、流域面積 3.7km²、幹線流路延長 2.8km（法定区間）の二級河川である。

その流域は伊勢平野の南部に位置しており、流域の関係市は伊勢市 1 市である。

江川は流域内の標高差が 10m にも満たない平地河川であり、流域の約 4 割を内水地区が占め、河口部には高潮対策として江川樋門及び江川排水機場が設置されている。

明治期以降、流域内は桑畑として利用されていたが、昭和 32 年から始まる宮川用水事業の進捗に伴い、ほ場整備事業による水田化が進んだ。その後、国道 23 号及び近鉄山田線の周辺の比較的地盤が高い段丘上で市街化が進行している。

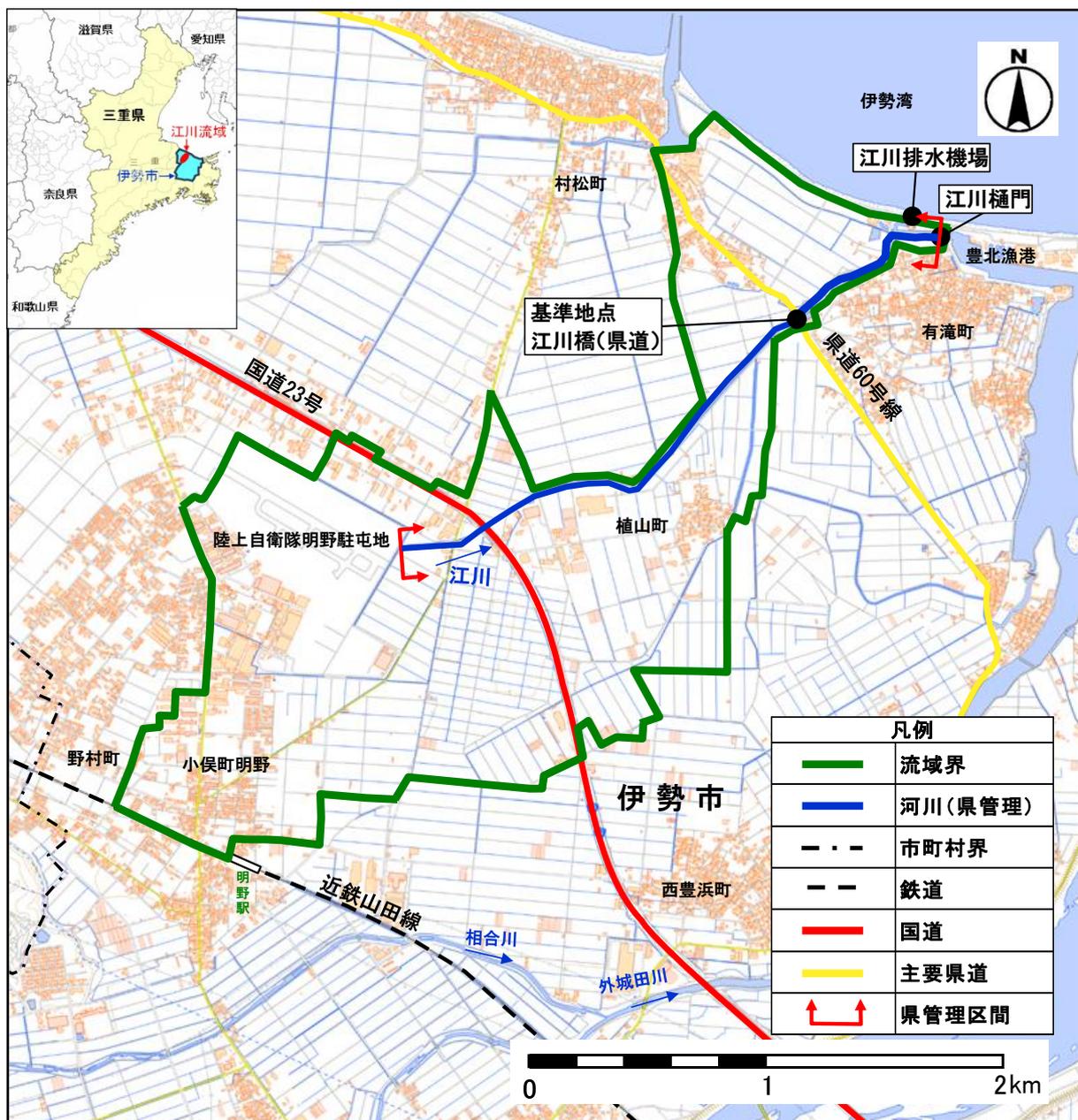
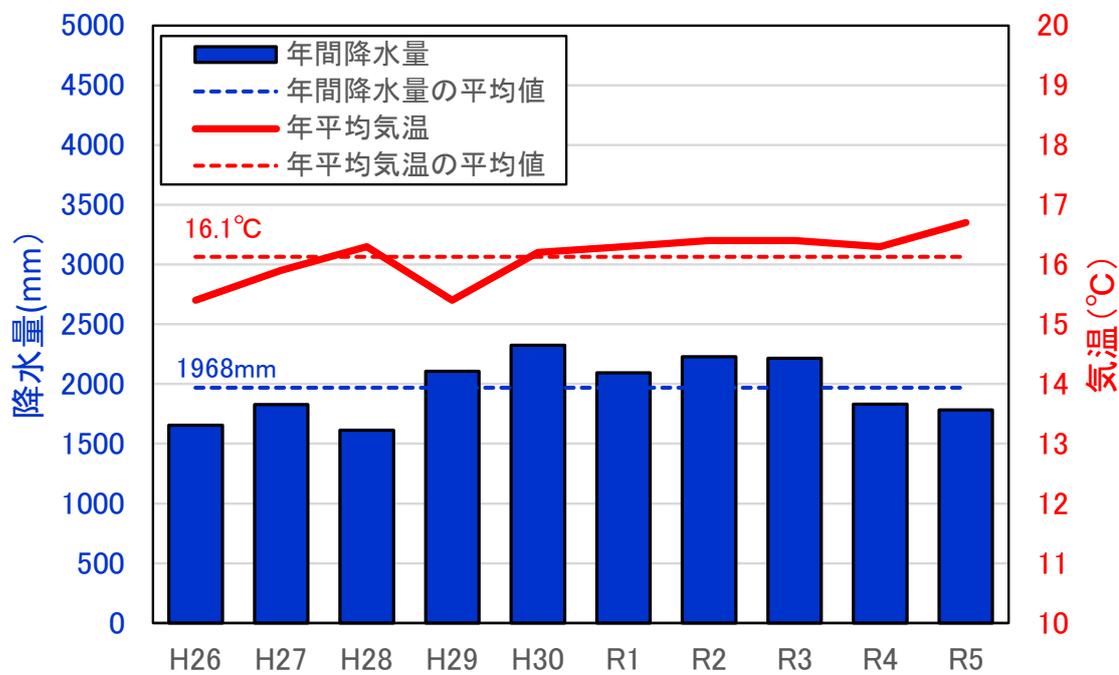


図 1-1 江川流域図

流域内の気候は、近 10 か年において年平均気温が 16.1℃、年平均降水量は 1,968mm である。降水量は全国平均 1,691mm を上回り、比較的温暖な気候の地域である。

年平均気温、年間降水量（平成 26 年～令和 5 年）



月平均気温、月間平均降水量（平成 26 年～令和 5 年）

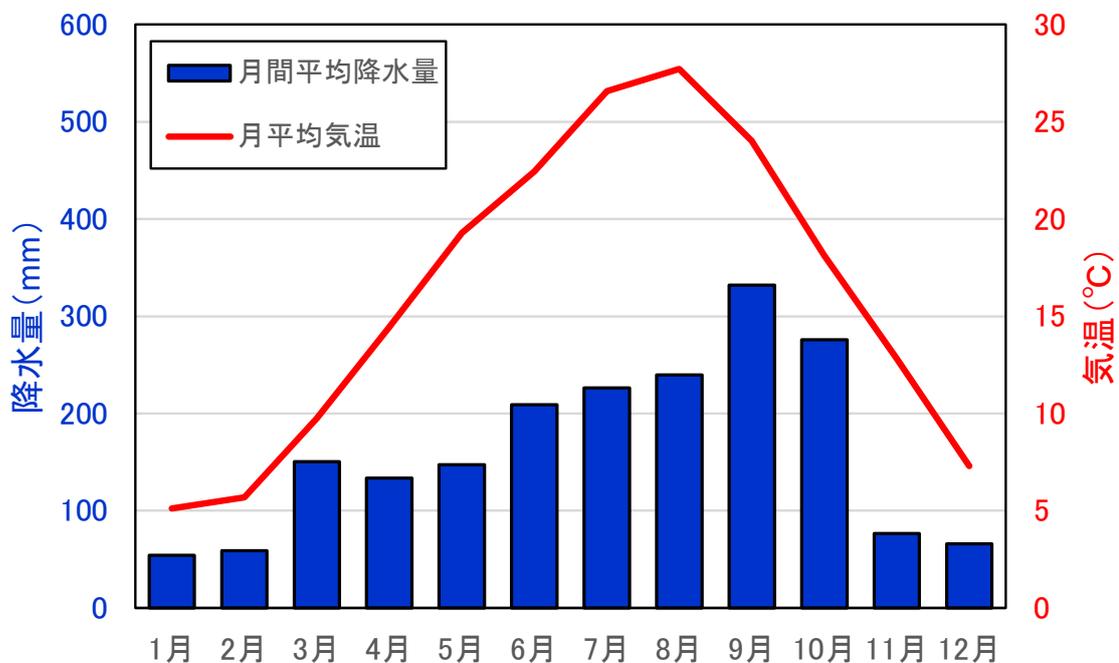


図 1-2 ^{おぼた}小俣観測所気象概況

江川流域は低平な台地・段丘と低地で占められており、上流域は主に中位段丘と人工改変地（陸上自衛隊明野駐屯地）、下流域は三角州・海岸平野となっており、海岸部は砂州・浜堤となっている。

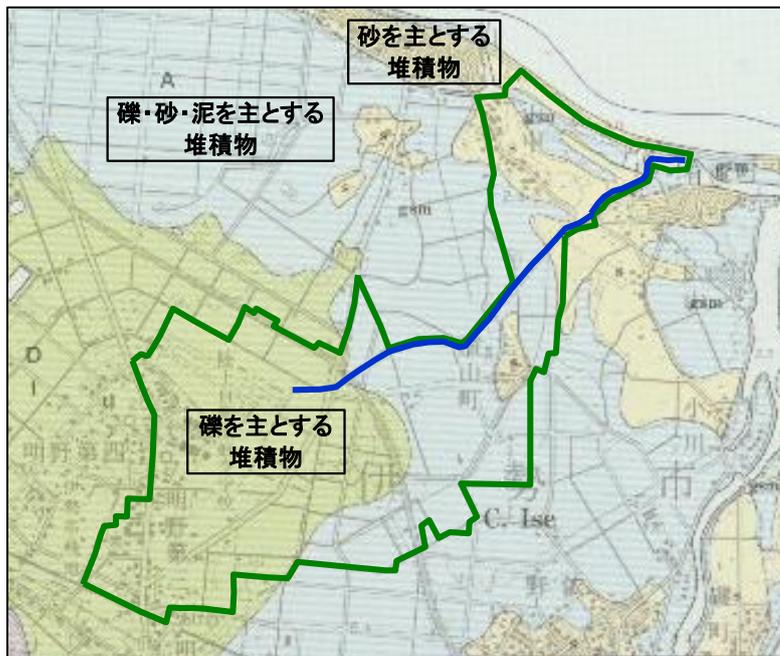
江川流域の地質は、下流域は砂を主とする堆積物、中流域は礫・砂・泥を主とする堆積物、上流域は礫を主とする堆積物で構成されている。



台地・段丘	
上位段丘	U
中位段丘	M
下位段丘	L
低地	
谷底平野・氾濫平野	F
三角州・海岸平野	C
自然堤防	N
砂州・浜堤	S
河原	R
海岸	B
干潟	T
その他	
浅い谷	V
干拓地	K
盛土地	h
人工改変地	A
河川・池	P
主要道路	

出典：国土地理院 国土条件図（H26.12 刊行）

図 1-3 江川流域の地形



r	埋立地 Reclaimed land
gsms	礫・砂・泥を主とする堆積物 Gravel, sand and mud sediments
s	砂を主とする堆積物 Sand-rich sediments
u	礫を主とする堆積物 Gravel-rich sediments
th	礫を主とする堆積物 Gravel-rich sediments
g	礫層 Gravel
s	礫岩・砂岩・泥岩 Conglomerate, sandstone and mudstone
g	花崗岩類 Granitic rock

出典：土地分類基本調査「表層地質図（5万分の1）」

図 1-4 江川流域の地質

江川流域が位置する伊勢市（平成 17 年 11 月 1 日に度会郡二見町、小俣町、御園村と合併）の人口は、昭和 35 年から昭和 60 年までは増加し、その後は減少傾向にある。なお、65 歳以上の人口及び割合は増加傾向にある。また、世帯数は増加傾向にある。

一方、江川流域内の人口・世帯数は、流域上流部の市街化の進展に伴い、僅かに増加傾向にある。

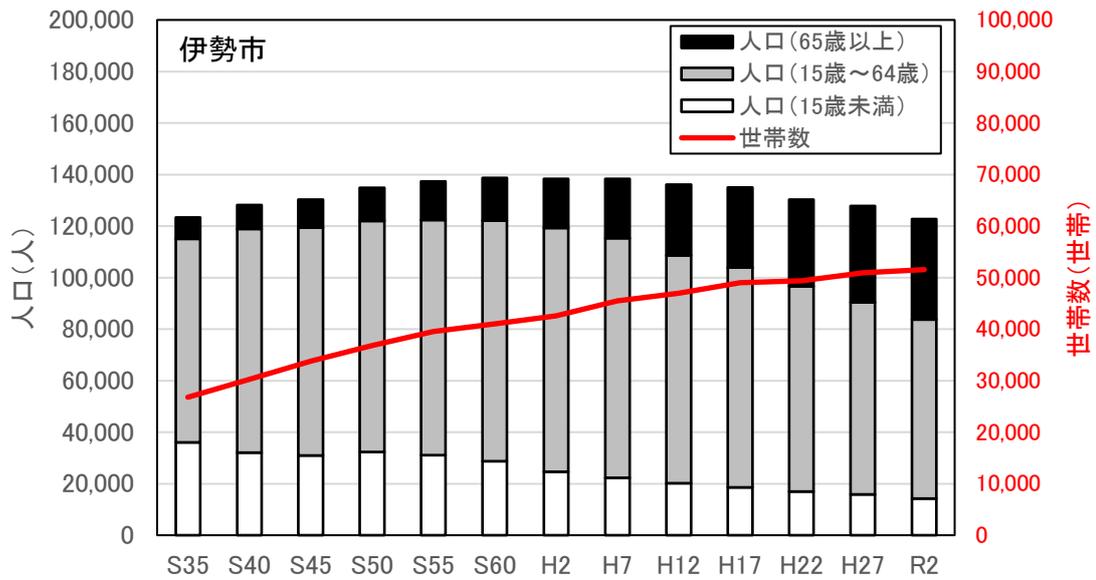
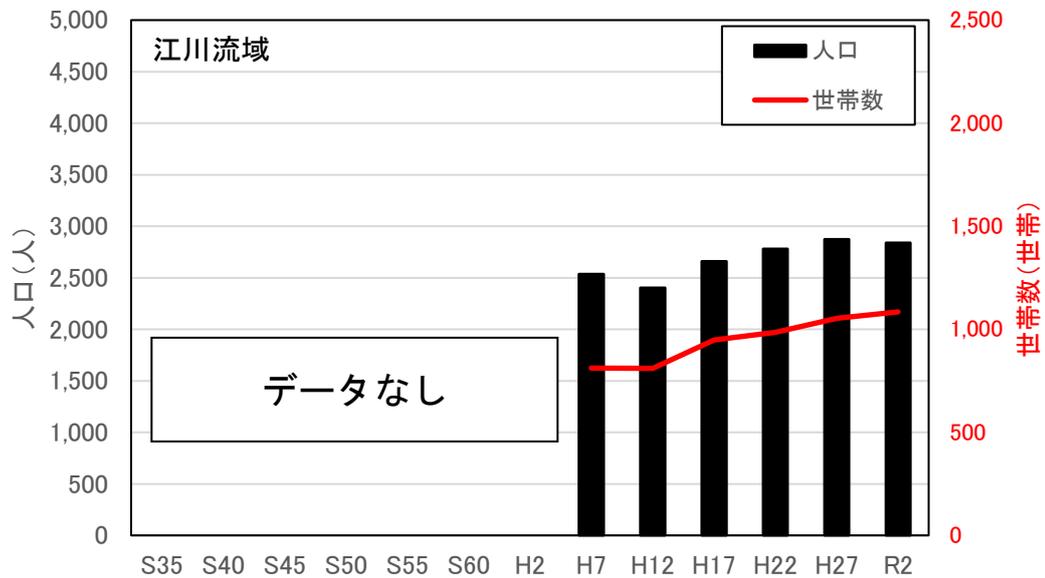


図 1-5 流域関係市（伊勢市）の人口・世帯数の推移

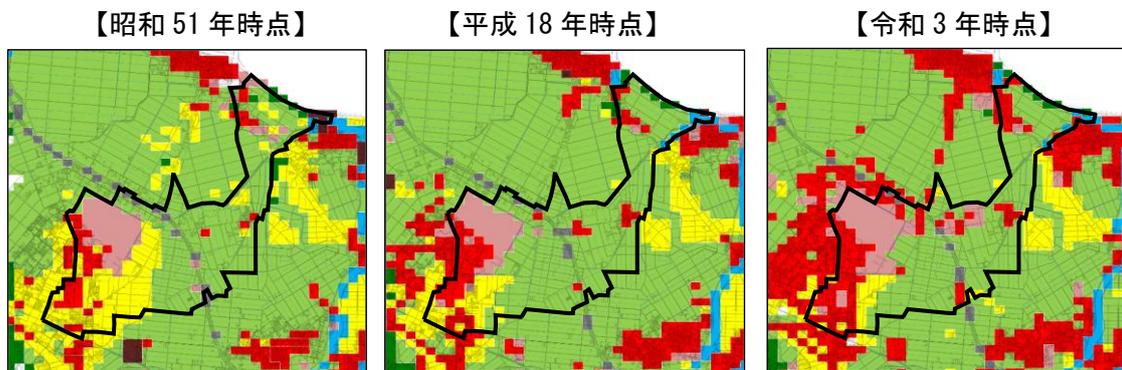
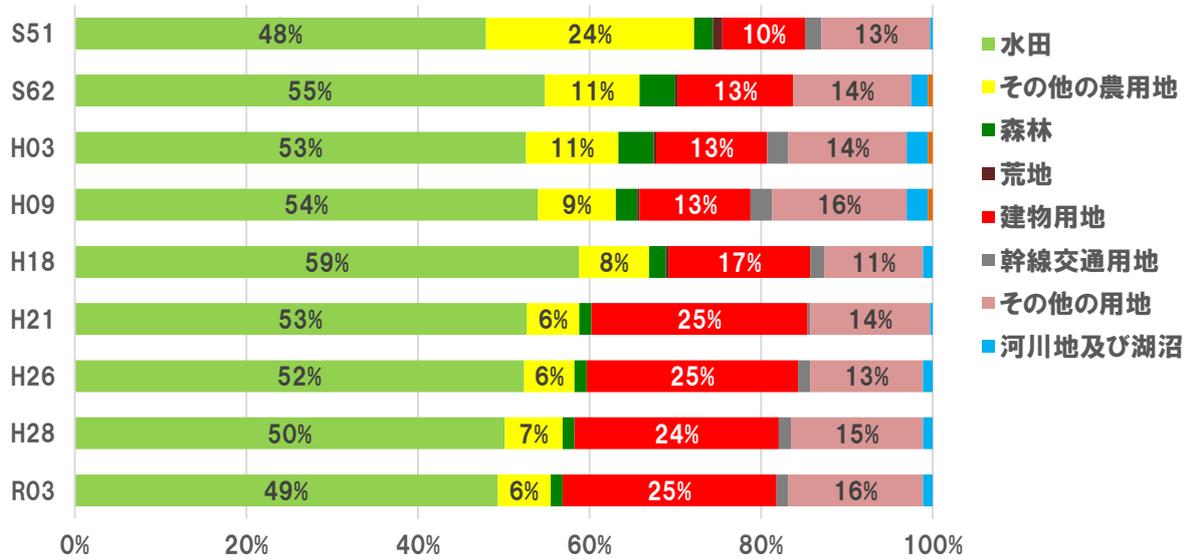


出典：三重県統計書（H27 時点）

図 1-6 流域内の人口・世帯数の推移

流域内の土地利用は、^{えがわ}江川流域の約 50%を水田が占め、建物用地が約 25%を占めている。

昭和 51 年～平成 18 年にかけて、ほ場整備により其他農用地の水田化が進んでいる。また、上流域の市街化により建物用地は、昭和 51～平成 21 年にかけて増加している。平成 21 年以降は、土地利用に大きな変化は見られない。



出典：国土数値情報「土地利用細分メッシュデータ」を集計

図 1-7 流域内の土地利用の変化

1.2 治水と利水の歴史

1.2.1 治水の歴史

江川流域では、昭和 49 年 7 月洪水（台風第 8 号）、昭和 51 年 9 月（台風第 17 号）等で内水による浸水被害を受け、昭和 40～50 年代に河道拡幅工事を実施したが、その後上流部での宅地化の進展や明野駐屯地内の形質変更による流出量の増大に伴い、浸水被害が発生した。このため、明野駐屯地周辺障害防止対策事業により河道改修を行うとともに、高潮対策として江川排水機場の整備を進め、平成 16 年度に完了した。

1.2.2 利水の歴史

江川の県管理区間において、水利権は設定されておらず、沿川の農業用水は、宮川用水により賄われている。

宮川用水は、宮川の粟生頭首工から取水して伊勢平野南部に配水するものであり、国営事業として昭和 32 年度～昭和 41 年度に実施されている。その後、約 40 年が経過したことから、宮川用水第二期事業として、地区内調整池の新設及び用水施設の改修等が実施され、平成 24 年度に完了している。

2. 河川の現状と課題

2.1 治水の現状と課題

2.1.1 過去の主要な洪水の概要

江川流域で発生した主な洪水被害は、昭和49年7月洪水（台風第8号）、昭和51年9月（台風第17号）等であり、これまで江川流域で発生した浸水被害は、いずれも内水によるものである。近年の代表的な出水である平成29年10月（台風第21号）においては、伊勢市内で多くの浸水被害が発生したが、江川流域では農業用水路からの溢水による農地の内水被害であり、平成16年度の河川改修完了後は、家屋浸水被害は発生していない。

表 2-1 既往洪水による被害状況

年度	異常気象名	河川・海岸名	水害原因	水害区域面積 (ha)			被災家屋棟数 (棟)					一般資産被害額 (千円)			
				農地	宅地	計	床下浸水	床上浸水	半壊	全壊	計	一般資産	営業停止損失	農作物	計
1974 S49	台風8号及び豪雨 (7.1~7.2)	江川	内水	338.5	203.5	542	33	1	0	0	34	4,306	0	11,907	16,213
1975 S50	豪雨及び暴風雨 (8.5~8.25)	植山地区	内水	70	0	70	0	0	0	0	0	0	0	5,348	5,348
1976 S51	台風第17号と豪雨 (9.7~9.14)	江川	内水	12	0	12	0	0	0	0	0	0	0	1,376	1,376
1976 S51	台風第17号と豪雨 (9.7~9.14)	明野第3地区	内水	4	0.1	4.1	10	0	0	0	10	2,284	0	1,036	3,320
1977 S52	豪雨 (8.4~8.22)	江川	内水	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	86	86
1979 S54	台風第20号 (10.14~10.26)	江川	内水	0	0.1	0.1	2	0	0	0	2	291	0	0	291
1982 S57	豪雨、落雷、風浪と台風第10号 (7.5~8.3)	有滝地区	内水	4	0.1	4.1	2	2	0	0	4	1,923	0	1,200	3,123
1983 S58	台風第5号、6号 (8.12~8.19)	有滝地区	内水	20	0	20	0	0	0	0	0	0	0	500	500
1984 S59	豪雨 (4.17~4.21)	江川	内水	0	0.1	0.1	2	2	0	0	4	83,207	0	0	83,207
1991 H3	台風第17号~19号豪雨風浪 (9.11~9.28)	村松町地区	窪地内水	0	3	3	4	0	0	0	4	1,293	0	0	1,293
1994 H6	台風第26号 (9.27~10.1)	江川	内水	0.05	0	0.05	0	0	0	0	0	0	0	1,000	1,000

水害統計調査

2.1.2 治水事業の現状と課題

江川水系では、江川上流域における農地の宅地化や、明野駐屯地の拡張等の土地利用の変化に伴う流出量の増加に対し、流域の洪水被害を軽減するため、平成8年度から「江川防衛施設周辺障害防止対策事業」により、河川整備事業に着手した。

当事業では、江川橋（県道）から県管理区間上流端の河道改修（低水路の河道掘削等）と、高潮対策として江川排水機場（計画排水量 11.0 m³/s）の整備を実施しており、平成16年度に完了している。

えがわ
江川における治水の課題は、以下のとおりである。

表 2-2 治水面の課題一覧表

項目	現状	課題
洪水	<ul style="list-style-type: none"> • えがわ江川橋(県道)から県管理区間上流端までの区間の河川改修が、既定計画に基づき完了している。 • 河川改修完了後は、県管理区間において家屋浸水被害は発生していない。 • 河道内に土砂の堆積や樹木の繁茂がみられる箇所がある。 	<ul style="list-style-type: none"> • 土砂堆積、河道内樹木による河積阻害
津波高潮	<ul style="list-style-type: none"> • 高潮対策として整備されたえがわ江川排水機場は完成から20年以上経過している。 • また、L2地震に対する耐震性能を満足していない。 	<ul style="list-style-type: none"> • えがわ江川排水機場の老朽化及び耐震性能不足

2.2 河川の利用及び河川環境の現状と課題

2.2.1 河川水の利用

江川の河川水は、農業用水、工業用水、水道用水、発電用水としての利用はない。
また、内水面漁業や舟運は行われていない。

2.2.2 河川空間の利用

江川には、広場や公園等の利用施設はなく、大規模なイベントやレクリエーション等の利用はないが、散歩やジョキングのコースとして地域住民に利用されている。

2.2.3 水質

水質については、江川橋（県道）において、伊勢市により定期的な水質調査が行われている。
江川には生活環境の保全に関する環境基準による類型指定がないが、概ねB類型の環境基準を満たしている。

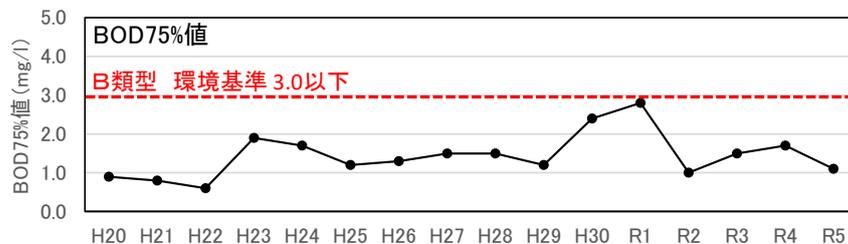


図 2-1 水質の推移

2.2.4 動植物の生息・生育環境

流域の自然環境は、上流域が市街地、畑地等として利用されるが、中流域は背後地に水田地帯が広がっている。江川^{えがわ}の河道内は、全川において護岸が整備されているが、魚類などの移動を阻害する横断工作物はみられず、流速は極めて緩やかで、抽水植物や水草等の植生が繁茂している。

植物は、水深が浅い場所にヨシ・ヒメガマ等が見られ、水深が深い場所には水草が群落を形成している。抽水植物・水草の重要種として、小河川や水田等でみられるミズオオバコ、ナガエミクリが確認されている。

魚類・底生動物は、重要種であるニホンウナギ、ミナミメダカ、トゲナシヌマエビをはじめとした流速が緩やかな場所を好む種が、ヨシ、ヒメガマ等の周辺で見られ、ドジョウ、トウカイコガタスジシマドジョウ等の底生魚が、流れが緩やかで河床が砂泥質の場所で確認されている。魚類・底生動物の特定外来生物としては、カダヤシ、オオクチバス、アメリカザリガニが確認されている。

鳥類は、河川や湖等の水辺を利用する重要種のバンをはじめとし、カワセミ、カルガモ、カイツブリ等がヨシ・ヒメガマ等の周辺で確認されている。

両生類、爬虫類、哺乳類では、河道内の河川環境を利用している種は少なく、特定外来生物としてミシシippアカミミガメが確認されている。

昆虫は、流れが緩やかな河川や池等を好むギンヤンマ、シオカラトンボ等がヨシ・ヒメガマ等の周辺で確認され、特に、県内の限られたヨシ原でしか確認されていないヒヌマイトトンボも確認されている。また、堤内地には水田が多いため、重要種のアキアカネが確認されている。

2.2.5 住民との係わり

江川^{えがわ}には、広場や公園等の利用施設はなく、大規模なイベントやレクリエーション等の利用はないが、散歩やジョキングのコースとして利用されているなど、地域住民にとって身近な空間となっている。

河川整備や管理を進めるにあたっては、河川景観に配慮し、地域住民・関係者等との協働により、地域との係わりを密接にする必要がある。

3. 河川整備計画の目標に関する事項

3.1 河川整備計画の対象区間

河川整備計画の対象区間は、^{えがわ}江川水系の県管理区間とする。

表 3-1 河川整備計画の対象区間

水系名	河川名	起 点		終 点	延長(km)
^{えがわ} 江川	^{えがわ} 江川	左岸	^{いせしむらまつ} 伊勢市村松町 ^{あけの} 字明野1353 番の 89 地先	海へ至る	2.8
		右岸	^{いせしむらまつ} 伊勢市村松町 ^{あけの} 字明野1353 番の 1 地先		

3.2 河川整備計画の対象期間

^{えがわ}江川水系の河川整備計画は、二級河川^{えがわ}江川水系河川整備基本方針に基づいた河川整備の当面の目標であり、その計画対象期間は概ね 30 年間とする。

本整備計画は、現時点における流域及び河川の状況に基づき策定したものであり、今後河川及び流域を取り巻く社会状況の変化等に合わせ、必要に応じて適宜見直しを行っていくものである。

3.3 洪水・津波・高潮等による災害の発生防止または軽減に関する目標

江川^{えがわ}においては、県管理区間における一定の河川整備が完了しており、過去の流域内の浸水被害の発生状況や県内河川の治水安全度のバランス等を考慮し、当面は計画的に堆積土砂撤去を行い、現況流下能力を確保する。

今後発生することが予想される南海トラフ^{なんかい}を震源域とする地震に対しては、地震後の津波や洪水・高潮による被害を軽減するため、江川排水機場^{えがわ}の施設の耐震性能を確保する。

また、洪水、津波、高潮などに対応するため、地域住民が浸水の恐れを自分事化し、警戒時や災害時に円滑かつ迅速な避難が行えるよう、防災意識を高める取り組みを推進する。さらに、関係機関や地域住民と連携して情報伝達および警戒避難体制の整備を行う。

3.4 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

河川の適切な利用については、今後とも関係機関との連携のもと、適切な水利用が図られるよう努めるとともに、綿密な情報提供等、水利用の効率化を促進し、良好な水環境が維持・改善されることを目標とする。

また、流水の正常な機能を維持するための必要な流量については、今後、流況の把握に努めるとともに動植物の生息・生育・繁殖環境等の調査を行った上で設定に努める。

3.5 河川環境の整備と保全に関する目標

河川環境の整備と保全に関しては、^{えがわ}江川の有する良好な自然環境と河川景観を保全し、多様な動植物の生息・生育・繁殖する良好な自然環境を次世代に引き継ぐよう努め、川と地域住民の営みが共生できるような整備を推進する。

河川工事等による良好な河川環境への影響が懸念される場合には、代替措置や環境・景観に配慮した工法や構造の採用等により、環境への影響の回避と軽減を図る。

動植物の生息・生育・繁殖地の保全については、^{えがわ}江川の特徴を踏まえるとともに、魚類や底生動物が河川の上下流等を往来できるよう水域の連続性を確保し、生物の生活史を支える環境を確保できるよう良好な自然環境の保全に努める。また、河川内の堆積土砂撤去の際には、現在の水際環境を維持するよう、魚類や底生生物等の生息環境の保全・創出を図る。

一部でカダヤシ、オオクチバス、アメリカザリガニ、ミシシippアカミミガメ等の特定外来生物が確認されていることから、河川工事等を行う際には、環境の変化に伴って、これら特定外来生物の生息域が拡大し、在来種の生息・生育・繁殖環境に影響を与えることが無いよう配慮するとともに、関係機関と連携して移入回避にも努める。

ヒヌマイトトンボ等の多様な生物が生息するヨシ原などの良好な自然環境の保全に努める。

良好な景観の維持・形成については、治水との整合を図りつつ、沿川の市街地における憩いの場である良好な水辺景観の維持・形成に努める。維持管理においては、関係機関や地域住民と連携し、不法投棄防止策及び草刈り等の取り組みを進め、良好な河川環境の整備に努める。

人と河川との豊かなふれあいの確保については、地域住民の身近な憩いとやすらぎの場としての河川整備と保全に努める。

水質については、河川の利用状況、沿川地域の水利用状況、現状の環境を考慮し、下水道等の関連事業や関係機関との連携・調整、地域住民との連携を図りながら、良好な水質の維持及び向上に努める。

河川敷地の占用及び許可工作物の設置、管理については、動植物の生息・生育・繁殖環境の保全、景観の保全について十分配慮するとともに、治水・利水・環境との調和を図りつつ、河川敷地の多様な利用が適正に行われるよう努める。

4. 河川整備の実施に関する事項

4.1 河川工事の目的、種類及び施工の場所並びに河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要

4.1.1 河川工事の目的

今後発生することが予想される南海トラフを震源域とする地震に対して、地震後の津波や洪水・高潮による被害を軽減するため、江川排水機場の耐震性能を確保する。

また、洪水・高潮対策として、局所的な整備は必要に応じて実施する。

工事に際しては、動植物の生息・生育・繁殖環境や景観、埋蔵文化財の存在などに配慮するとともに、良好な水辺空間の保全・創出を図る。

河川管理施設については、洪水、高潮等の際、必要な機能が発揮されるよう、長寿命化計画に基づき、計画的に修繕・更新を行う。

4.1.2 河川工事の施工場所

河川整備計画で対象とする河川工事の施工箇所は、以下のとおりとする。

表 4-1 河川改修の施工場所と主な整備内容

水系名	河川名	区 間	主な整備内容
えがわ江川	えがわ江川	えがわ江川排水機場 (0.2k 付近)	耐震補強

注) 現時点における主な施工箇所を示したものであり、今後の河川の状況等により、必要に応じて変更することがある。



注) 現時点における主な施工箇所を示したものであり、今後の河川状況等により必要に応じて変更することがある。

図 4-1 河川工事の施工の箇所位置図

4.1.3 主要工事の概要

江川では、高潮対策を目的として江川排水機場が設置されているが、建設から20年以上が経過しているため、長寿命化修繕計画に基づく延命化対策を実施するとともに、耐震対策を実施し、施設の安全性を高める。



図 4-2 江川排水機場

4.2 河川の維持の目的、種類及び施工の場所

4.2.1 河川維持の目的

河川の維持管理については、災害発生の防止、河川の適切な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全の観点から、河川の有する多面的機能を十分に発揮できるように適切に行う。

河川管理施設については、洪水、高潮等の際、必要な機能が発揮されるよう、長寿命化計画に基づき、計画的な修繕・更新に努める。

4.2.2 河川維持の種類

(1) 河道および河川管理施設の維持

河川内に堆積した土砂・繁茂した樹木等が洪水の流下を阻害する恐れがある場合には、必要に応じて堆積土砂撤去・樹木伐採等の対策を行い、河積を確保する。特に出水後は河川巡視を実施し、主として土砂堆積の状況を確認する。堆積土砂の撤去の際には、平坦な河床としない、水際部を保全・創出するなど自然環境への配慮を行う。

河川管理施設である堤防及び護岸の維持については、定期点検により法崩れ、ひび割れ、漏水、洗堀、沈下等の異常が無いかを確認する。異常が確認された場合には、必要な対策を実施し、堤体の機能維持に努める。

河川管理施設の維持については、洪水、高潮等の際、必要な機能が発揮されるよう、適切に点検、巡視等を行い、必要に応じて補修・更新を行う。江川排水機場は、施設の補修・更新

を計画的、予防的に実施するため、長寿命化修繕計画に基づき、確実な安全性を確保しつつ中長期的な展望を持った施設管理の実践に努める。

許可工作物については、河川管理の支障とならないように、占用者に対して指導・監督を行う。

河口部については、耐震の観点から、地震に伴う基礎地盤の液状化等により、堤防の沈下、崩壊、ひび割れ等が生じた場合の浸水による二次災害の恐れがある箇所について、堤体の機能維持に努める。

また、堤防の法面については、雑草等の繁茂が、法崩れ、亀裂及び陥没等の異常の発見時に支障とならないよう、地域住民との連携を図り除草等の日常管理に努めるとともに、河川内のゴミ等についても、関係機関等との連携を図りながら河川美化に努める。

(2) 水量の監視等

適切な河川管理のために、日常的に雨量・水位の把握を行うとともに地域への情報提供に努める。動植物の生息・生育・繁殖環境の保全に必要な流量の確保を目指し、水量の監視に努める。

(3) 水質の保全

水質については、環境基準の類型指定はされていないものの、伊勢市により定期的な水質調査が行われている。引き続き関係機関と連携し、流域における水環境のモニタリングに努める。また、必要に応じて伊勢市等関係機関との連絡・調整を図りながら水質の保全に努める。

(4) 河川環境の適正な利用と管理

河川環境の適正な利用と管理については、ヨシ原等の良好な自然環境が残されていることから保全に努める。また、魚類等の水生生物への配慮として、河川・水域の連続性の確保に努める。

4.3 その他河川の整備を総合的に行うために必要な事項

4.3.1 整備途上段階および超過洪水への対策

気候変動の影響による計画規模を上回る洪水などによる被害の軽減を図るため、流域のあらゆる関係者の協働による総合的かつ多層的な治水対策（流域治水）について、関係機関と連携して推進する。

ソフト対策としては、「川の防災情報」、「防災みえ. j p」等による水位・雨量情報等の情報提供、市町が取り組む洪水ハザードマップ作成の支援など、総合的な被害軽減対策を伊勢市等関係機関や地域住民と連携して推進する。

また、情報伝達及び警戒避難体制の整備を行うとともに、地域住民の防災訓練の参加等により、災害時のみならず平常時から防災意識向上や水防活動の充実に努める。

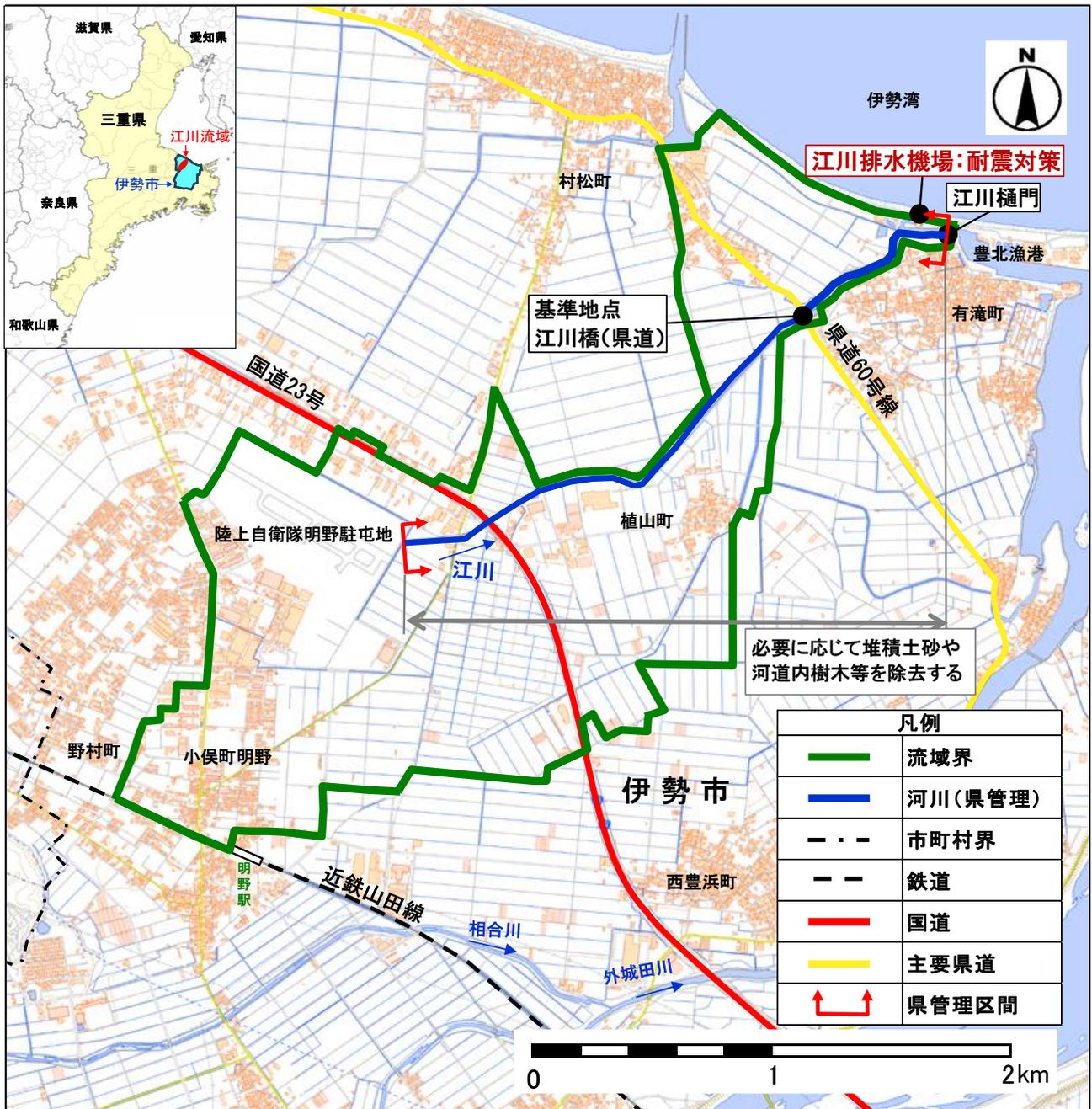
4.3.2 河川情報の提供、流域における取り組みへの支援等に関する事項

流域における社会状況の変化や地域住民の価値観の多様化等により、効果的な治水対策や環境整備を進めるためには、ハード事業とソフト事業の連携、他機関・他事業との連携が不可欠となっている。このような背景から河川事業の実施においては、地域住民等の地域関係者との「協働」を進め、河川に関する各種情報の提供や地域関係者との意思疎通に努める。

地域における河川愛護活動や清掃活動、環境学習等については、地域の特性に合わせた継続的な活動を進めるために、河川管理者、地域住民や学校、企業、団体等の各主体がそれぞれの担うべき役割を認識し、その役割を果たしつつ、相互の連携に努める。

附 図

(流域図・縦断図)



地理院タイル(標準地図)を加工して作成

図 河川整備計画対象区間及び河川工事の箇所位置図

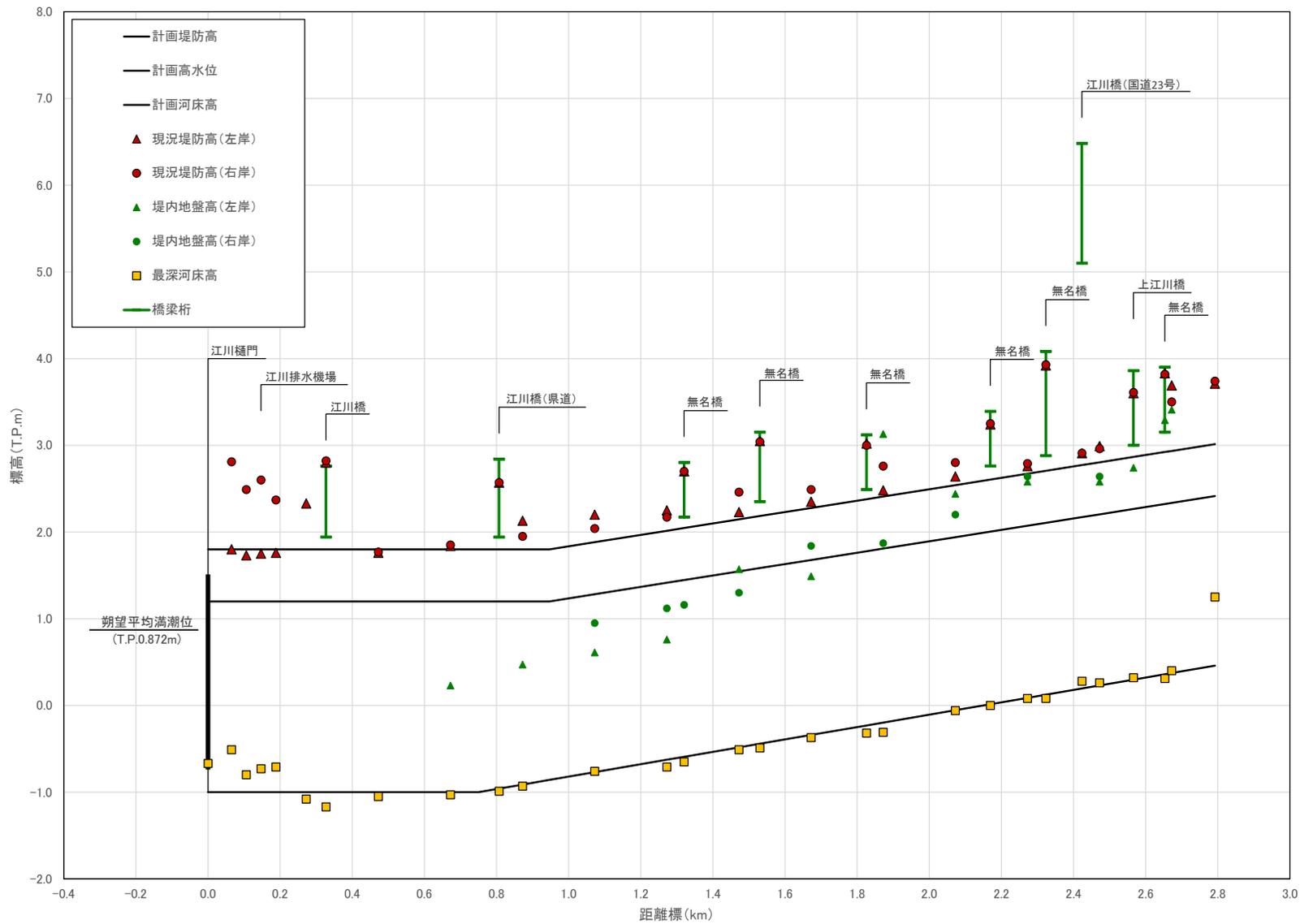


図 えがわ 江川縦断面図

【参 考】

河川整備計画用語集

1. 河川一般

【流域（りゅういき）】

河川の分水嶺と海に囲まれた範囲。降雨や降雪による表流水が集まって、ある河川に流入する全ての範囲（地域）のこと。

【水系（すいけい）】

同じ流域内にある河川と関連する湖沼を総称して水系と呼ぶ。

【本川（ほんせん）】

同一の水系内で流量や長さなどが最も重要と考えられる河川。

【支川（しせん）】

本川に合流する河川。本川に直接合流する河川を「一次支川」、一次支川に合流する河川を「二次支川」というように区別することがある。

【派川（はせん）】

本川等から分かれて流れる河川。

【放水路（ほうすいろ）】

河川の途中から人工的に開削し、直接海や他の河川に放流する水路。分水路とも呼ばれる。

【捷水路（しょうすいろ）】

河川の湾曲部を直線化して流下能力を増加させた水路。

【河川管理施設（かせんかんりしせつ）】

河川管理者が管理する河川構造物（堤防、護岸、ダム、水門等）を言い、河川管理者以外の者が河川管理者の許可を受けて設置する工作物（橋梁や農業用取水堰等）を許可工作物という。

【感潮域（かんちょういき）】

河川の水位が潮位変動の影響を受ける範囲のこと。

2. 河川構造物等

【堤防（ていぼう）】

人家等のある地域に河川の水が浸入しないように、河川に沿って土砂等を盛り上げた治水構造物。一般に土手とも呼ばれる。

【右岸、左岸（うがん、さがん）】

河川を上流から下流に向かって眺めたとき、河川の右側を右岸、左側を左岸という。

【川表、川裏（かわおもて、かわうら）】

堤防を境にして、水が流れている方を川表、住居等がある方を川裏という。

【堤内地、堤外地（ていないち、ていがいち）】

堤防によって保護されている区域を堤内地、堤防にはさまれて水が流れる部分を堤外地という。

【高水敷（こうすいじき）】

堤外地の常に水が流れている部分（低水路）よりも一段高くなった敷地。

【河川区域（かせんくいき）】

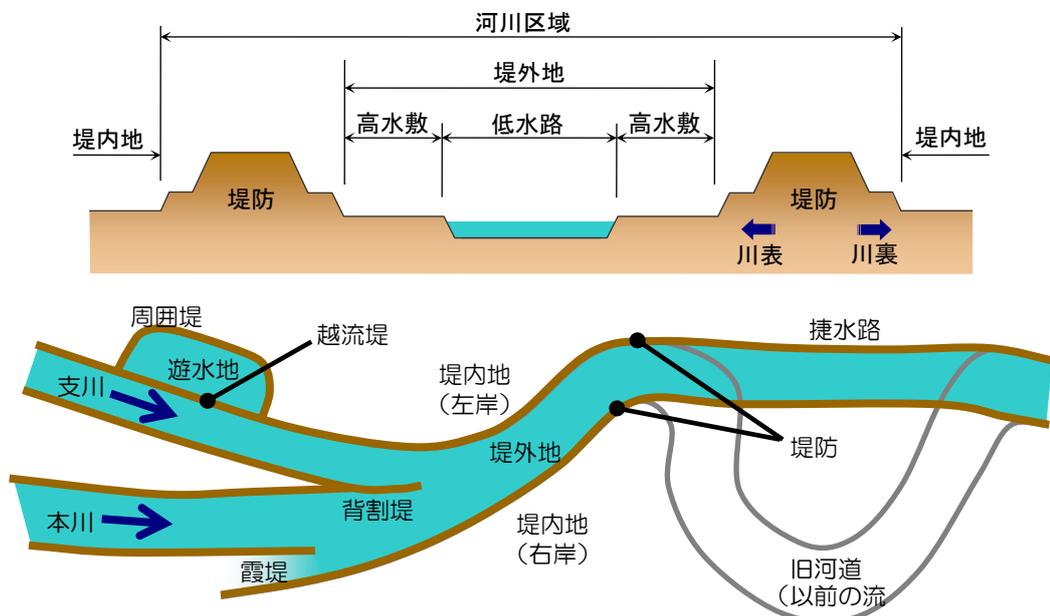
流水部や堤防・樋門など、河川としての役割を持つ区域と河川を管理するうえで必要となる箇所を河川区域という。河川区域は洪水など災害の発生を防止するために必要な区域であり、ここでは河川法が適用される。

【遊水地（ゆうすいち）】

洪水を一時的に貯留し、流量を減少させるために設けた区域。

【排水機場（はいすいきじょう）】

洪水時に樋門などを閉じたとき、ポンプによって堤内地側に降った雨水を川へくみ出す施設。



【樋門（ひもん）】

用水の取水や堤内地に溜まった水を排除するために堤防を横切ってつくられた暗渠（水路）。洪水時には水路に付けられたゲートが閉められ堤防と一体となって堤内地側に洪水が流入することを防ぐ。

【堰（せき）】

主に、農業・工業・水道・発電等に利用するための水を河川から取水するための施設。頭首工、取水堰とも呼ばれる。海水の遡上を防止するために設置されることもある。水位や流量を調整するためゲート等の施設を有するものを可動堰と言い、無いものを固定堰という。

【床止め（とこどめ）】

流水の作用で土砂が流出することを防止し、河床を安定させるために設けられる施設。床固め、帯工と呼ばれることもある。床止めに落差がある場合、落差工と呼ぶ。

【築堤（ちくてい）】

堤防を築造すること。

【引堤（ひきてい）】

堤防間の河川断面を増加させるため、あるいは堤防法線を修正するため、堤内地側に堤防を新築し、旧堤防を撤去すること。

【河床掘削（かしょうくっさく）】

河川断面を増加させるため、あるいは堆積した土砂を撤去するために、川底を掘り下げる。

【覆土（ふくど）】

植生の復元や景観の向上のため、護岸等を土砂などで覆うこと。

3. 河川計画

【河川整備基本方針

（かせんせいびきほんほうしん）】

河川法に規定され、流域毎に長期的な視点に立った河川整備の基本的な方針を記述するもので、整備の考え方を記述するもの。長期的な観点から、基本高水、計画高水流量配分等の抽象的な事項を定める。

【河川整備計画（かせんせいびけいかく）】

河川整備基本方針に沿って、流域の管理者毎におおむね 20～30 年の間に実施する具体的な整備内容を定めるもの。

【基本高水流量

（きほんたかみず（こうすい）りゅうりょう）】

ダムなどの人工的な施設での調節を行わずに、流域に降った計画規模の降雨がそのまま河川に流れ出した場合の河川流量。

【計画高水流量

（けいかくたかみず（こうすい）りゅうりょう）】

基本高水流量からダムや遊水地などの洪水調整施設での調整流量を差し引いた河川流量。

【流下能力（りゅうかのうりょく）】

河川に、どの程度の洪水を安全に流すことができるかを示すもの。

〔類似用語〕現況流下能力：現在の河川の整備状況、河川の状態で、どの程度の洪水を安全に流すことができるかを示すもの。

【計画雨量・計画降雨

（けいかくうりょう・けいかくこうう）】

河川の計画に用いる降雨量のこと。通常、雨の規模と継続時間によって表現される。計画雨量の規模は年超過確率または、相当する過去の実績降雨で表現されることが多い。（例：1/30 の確率の降雨、平成 16 年 9 月 00 日豪雨相当の降雨）

【基準地点（きじゅんちてん）】

治水または利水の計画上、河川の管理を行うために基準とする地点のこと。基準地点では流量配分計画を定める。通常は 1 水系につき 1 箇所の基準地点が定められる。

【主要地点（しゅようちてん）】

治水または利水の計画上、河川の管理を行うために、基準地点のほかに流量配分計画が定められる箇所。

【総合治水（そうごうちすい）】

流域内に降り、流出する雨水の処理をダムや河川改修のみに頼るのではなく、雨水を一時的に貯めたり、地下に浸透させるなどして流出する水量を減少させたり、都市計画や下水道事業等と連携するなど、総合的に実施する治水のこと。

4. 防災・水防等

【洪水（こうすい）】

一般には川から水があふれ、氾濫することを洪水と呼ぶが、河川管理上は、流域に大雨が降ることなどによって、河川を流れる水量が通常時よりも大幅に増加する現象を指す。

【治水（ちすい）】

河川の氾濫、高潮等から生命や財産、社会資本基盤を守るために洪水を制御すること。

【水防活動（すいぼうかつどう）】

河川などの巡視や洪水などの被害を未然に防止・軽減するために行う活動のこと。

【破堤（はてい）】

堤防が壊れて川の水が堤内地に流れ出すこと。

【洗掘（せんくつ）】

激しい川の流れや波浪などにより、堤防の表法面や、河岸、河床の土砂が削り取られること。

【越水（えっすい）】

増水した河川の水が堤防の高さを越えてあふれ出すこと。

【内水氾濫（ないすいはんらん）】

洪水時に河川の水位が上昇することなどによって堤内地の排水が困難になって生じる湛水のこと。

【超過洪水（ちょうかこうずい）】

治水計画を作成した時に、対策の目標とした洪水の規模（計画規模）を超える恐れのある洪水のこと。

【氾濫危険水位（はんらんきげんすい）】

はん濫等のおそれが生じる場合に備え、あらかじめ定めた河川の基準水位のこと。降雨の状況によっては河川がはん濫する恐れがある際に、避難の参考となる水位。

【洪水ハザードマップ（こうずいはざーどまっぷ）】

河川のはん濫による浸水被害を予測し、浸水範囲を地図化したものに浸水深や避難場所などの情報を図示し、的確な避難に役立てようとするもの。

5. 利水・環境等

【正常流量（せいじょうりゅうりょう）】

景観・動植物の保護・清潔の保持・舟運・塩害の防止・河口閉塞の防止・漁業・河川管理などの河川の正常な流水の維持に必要な流量と、水利権に必要な流量を満足する河川の流量のこと。

【渇水流量（かつすいりゅうりょう）】

年間を通じて355日はこの値を下回らない流量のこと。

【低水流量（ていすいりゅうりょう）】

年間を通じて275日はこの値を下回らない流量のこと。

【利水（りすい）】

生活、農業、工業などのために水を利用すること。

【許可水利権（きょかすいりけん）】

河川法第23条において「河川の流水を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない」とされており、この規定により許可された流水の占有の権利のこと。

【慣行水利権（かんこうすいりけん）】

水利に関する法律の成立以前の取り決めなどによって、社会的に使用を承認された水の利用の権利のこと。

【灌漑（かんがい）】

必要な時期に必要な水量を農作物に供給するために、農業用水を合理的に圃場等の耕作地に引くこと。

【汽水域（きすいいき）】

汽水（河川などから流出する淡水と海洋の海水とが混合して形成される中間的な塩分濃度の水体）が恒常的に、あるいは季節的に存在する河川や内湾の範囲のこと。

【濤筋（みおすじ）】

平時に主に河川の水が流れている道筋の部分のこと。

【瀬（せ）】

河川の中でも流れが速く水深の浅い場所のこと。比較的波立ちが少なく平穏なところを平瀬、流れが早く波立っているところを早瀬と呼ぶ。瀬は水深が浅く、川底まで日光が良く届くため藻類が育ち、水生昆虫や魚類の餌場となる。

【淵（ふち）】

河川の中でも流れが遅く水深の深い場所のこと。河川の蛇行区間や巨石の周辺、滝の下流などで川底が深くえぐられることによってできる。流れが緩やかで深い淵は魚類の休憩場所や、ナマズなどの棲みかになる。

【エコトーン（えことーん）】

二つの異なる生息環境が隣接しており、その境界部に環境諸条件の連続的な変化があり、それに伴って植物群落や動物群集の移りゆきが見られる場所のこと。陸域と水域の境界になる水際（みずぎわ）等を指す。移行帯または推移帯とも呼ばれる。

【親水性（しんすいせい）】

水辺が人々に親しみを感じられるようになっていること。水や水辺と触れ合える機能のこと。

6. その他

【ハード対策（はーどたいさく）】

治水・河川の分野では、河川改修やダムなどの治水施設の整備によって、洪水や高潮などの外力に対抗しようとする対策を総称してハード対策と呼ぶことが多い。

【ソフト対策（そふとたいさく）】

治水・河川の分野では、河川情報の提供や河川情報等の取得に必要な施設の整備などを総称してソフト対策と呼ぶことが多い。

（例：浸水想定区域図の作成や特別警戒水位の設定、水位情報の提供、河川監視カメラの設置など）

【パブリックコメント（ぱぶりっくこめんと）】

意見公募手続とも呼ばれ、公的な機関が制度や計画などを制定しようとするときに、広く公（おおやけ）に意見や情報を求める手続きのこと。制度や計画の影響者の意見等を事前に聴取し、より良い行政を目指そうとするもの。

【NPO（えぬぴーおー）】

Non-profit Organization（民間非営利団体）の略。営利を目的とせず公益のために活動する民間の組織のこと。